

報 道 資 料

発 表 日 : 令和3年2月5日
問 合 せ 先 : 食と農の振興部畜産課
朝倉、須原
0742-27-7448 (内線3882)

県内における高病原性鳥インフルエンザの疫学関連農場に係る 移動制限の解除について

奈良県御所市内の疫学関連農場（千葉県の高病原性鳥インフルエンザ発生農場から家きんを導入していたため）について、本日、疫学関連家きんの検査を行い、陰性であることが確認されました。これを踏まえ、農林水産省と協議した結果、2月5日（金）17時をもって、当該農場の移動制限を解除することとなりました。

1 家きん農場の概要

所在地：御所市

飼養羽数：約1,800羽（あひる）

2 解除内容

対象：千葉県の発生農場から導入された家きんにより疫学関連と判定された農場

解除時期：令和3年2月5日（金）17時

3 農場の防疫措置の経過

1月21日（木） 殺処分終了※2,000羽のうち、疑似患畜と判定された205羽（千葉県の農場から導入した家きん）のみ殺処分

同 日 防疫措置完了

1月22日（金） 殺処分した疑似患畜の焼却完了

1月22日（金）～2月4日（木） 当該家きん農場の監視強化（毎日の報告徴求）

2月5日（金） 疫学関連家きんの検査（防疫措置完了から14日経過後）

同 日 検査結果判明（陰性）、移動制限の解除

4 報道機関へのお願い

- 1) 我が国の現状において、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。